

質問回答

平成25年9月20日

「シエラレオネ国カンビア県地域開発能力向上プロジェクト(道路計画・設計/施工監理/維持管理)」

(公示日:平成25年9月11日/公示番号:3)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書別紙 【第2業務の目的・内容に関する事項】P8	各派遣前の国内作業で業務実施計画書(案)(和文・英文)を作成することになってはいますが、成果品の一覧表(P.8)には含まれていません。他方、各報告書の記載項目(案)には、ワークプラン記載項目が記されておりますが、当該一覧表にワークプランの記述がされていません。 以上から、各派遣期間前に作成する業務実施計画書(案)(和文・英文)は、成果品ではないとの理解でよろしいでしょうか。また、ワークプランと成果品一覧表にある「業務計画書(共通仕様書の規定に基づく)」は同義であると考えてよろしいでしょうか。	ワークプランは、「業務計画書(共通仕様書の規定に基づく)」と同義です。故、ワークプランは「業務計画書(共通仕様書の規定に基づく)」とお読み替えてください。また、各派遣時の業務実施計画書(案)は成果品としては扱わず、指示書に掲載の3点のみを成果品と致します。
2	業務指示書別紙 【第2業務の目的・内容に関する事項】P8	(1)報告書等の2-3行目にプロジェクト事業進捗報告書(2014年5月)、プロジェクト事業完了報告書(2014年11月頃)と記載されておりますが、成果品一覧表の提出時期に記されているように、それぞれ、プロジェクト業務進捗報告書(2014年3月14日)、プロジェクト業務完了報告書(2014年11月頃)と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通り、プロジェクト業務進捗報告書(終了時評価の資料としても使用)は2014年3月14日までご提出、他方、プロジェクト業務完了報告書は2014年11月頃の提出でお願いします。

以上